

【別紙1】紙質等一覧表

様式	帳票名	寸法	刷色	原稿	紙質	印刷	製本	その他	
1	郵便請求手数料明細書 (区・支所用) (2部複写100枚綴) 単位：冊	縦162mm×横193mm	黒一色 1葉目裏カーボン青	見本渡し ただし、2葉目下部について、各区役所・支所ごとに名称及び公印の差替えをすること。	・表紙：上質紙70 kg 片面一色) ・1葉目：その他 (複写用紙 35.3 kg) ・2葉目：上質紙 55 kg	両面	2葉×100組を1セットとし、台表紙天巻にすること。	【表紙】 「領収書表紙」を片面印刷すること。 【明細書】 ・帳票2枚1組で001から100まで連番3桁を振ること。 ・2枚目下部に各区役所・支所名及び公印(各区役所・支所ごとに別公印)を印刷すること。	・契約決定後に地域自治推進室まで、帳票ごとの明細を提出すること。 ・公印の印影については、契約決定後にお渡ししますが、原簿作成後、速やかに当課に返却すること。 また、成果物納品後、原簿は直ちに廃棄すること。
2	【公用】郵便請求手数料明細書(区・支所用) (2部複写100枚綴) 単位：冊		黒一色 1葉目裏カーボン青	見本渡し ただし、2葉目下部について、各区役所・支所ごとに名称の差替えをすること。(公印はなし。)	・裏台紙：マリコート 31 kg			【明細書】 見本のとおり ただし、2枚目下部について、各区役所・支所ごとに名称の差替えをすること(公印なし)。	・サンプルとして、各明細書のうち5組ずつ、表紙1枚及び裏台紙1枚を地域自治推進室に納品すること(サンプルは本納品の数量には含めい。)

【差替え部分情報】

	様式1				様式2	
	1枚目 下部	2枚目 下部中央	2枚目 下部右上段	2枚目 下部右下段	1枚目 下部	2枚目 下部
北区役所分	北区役所	北区役所	北区役所	北区役所 公印	北区役所	北区役所
上京区役所分	上京区役所	上京区役所	上京区役所	上京区役所 公印	上京区役所	上京区役所
左京区役所分	左京区役所	左京区役所	左京区役所	左京区役所 公印	左京区役所	左京区役所
中京区役所分	中京区役所	中京区役所	中京区役所	中京区役所 公印	中京区役所	中京区役所
東山区役所分	東山区役所	東山区役所	東山区役所	東山区役所 公印	東山区役所	東山区役所
山科区役所分	山科区役所	山科区役所	山科区役所	山科区役所 公印	山科区役所	山科区役所
下京区役所分	下京区役所	下京区役所	下京区役所	下京区役所 公印	下京区役所	下京区役所
南区役所分	南区役所	南区役所	南区役所	南区役所 公印	南区役所	南区役所
右京区役所分	右京区役所	右京区役所	右京区役所	右京区役所 公印	右京区役所	右京区役所
西京区役所分	西京区役所	西京区役所	西京区役所	西京区役所 公印	西京区役所	西京区役所
伏見区役所分	伏見区役所	伏見区役所	伏見区役所	伏見区役所 公印	伏見区役所	伏見区役所

【別紙2】納品先一覧表

各帳票は各区役所・支所市民窓口課、出張所ごとにとりまとめ、納品すること。

ただし、静市、久世、京北、神川、淀出張所以外の出張所については、管轄する区役所本所に納品すること。

(出張所分を本所に納品する場合も、本所分と出張所分を分けて梱包すること。)

	郵便請求手数料 料明細書 (区・支所用)	【公用】郵便 請求手数料明 細書 (区・支所用)	住所	受領日	受領印 又は サイン
北区役所市民窓口課	4	0	北区紫野東御所田町33-1		
上京区役所市民窓口課	8	0	上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地		
左京区役所市民窓口課	7	20	左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2		
中京区役所市民窓口課	12	0	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521		
東山区役所市民窓口課	15	0	東山区清水五丁目130番地の6		
山科区役所市民窓口課	1	0	山科区柳辻池尻町14-2		
下京区役所市民窓口課	4	0	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地8		
南区役所市民窓口課	8	0	南区西九条南田町1-3		
右京区役所市民窓口課	20	0	右京区太秦下刑部町12番地		
西京区役所市民窓口課	2	0	西京区上桂森下町25-1		
伏見区役所市民窓口課	10	10	伏見区鷹匠町39番地の2		
合計	91	30			